

令和3年度事業報告書（概要版）

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

1 消費者問題の調査、研究、被害防止、被害救済及び支援事業

（1）検討委員会の開催

令和3年度は、合計6回の検討委員会が開催され、情報提供があった事業者による不当な取引行為に対する是正申入れに向けた調査・検討を行いました。

検討委員会では、合計9事業者に対して是正申入れや照会を行い、うち4事業者から利用規約等を改善する旨の回答がありました。

上記9事業者の不当な取引行為の内容内訳は、消費者契約法に抵触する違約金を定めるものが3件、消費者契約法に抵触する免責条項を定めるものが5件、景表法に違反する表示に関するものが1件でした。

（2）活動委員会の開催

令和3年度は、合計1回の活動委員会を開催し、ポスター等を企画しました。

（3）消費者被害救済に関する研究

消費者被害救済のために必要となる法的知識の研究・習得のため、関連する書籍を購入しました。

2 消費者問題に関する情報収集及び情報提供事業

令和2年度に設置した常設窓口にて受付を行い、合計2件の消費者被害情報及び消費者被害相談が寄せられました。

3 消費者教育等の啓発活動事業

（1）消費者セミナーの実施

消費者の金融リテラシーの向上のため、お金の知識を身に着ける学習会①（9月16日、講師：山崎元氏＜楽天証券＞、オンライン、視聴者145名）及び同②（10月7日、講師：原田亮氏＜長野県労働金庫＞、オンライン、視聴者61名）を、長野県消費者団体連絡協議会及び長野県生活協同組合連合会との共催により実施しました。

（2）消費生活相談員向け学習会の実施

令和3年度は、長野市、松本市の2会場で、合計2回の消費生活相談員向け学習会・意見交換会を実施しました。

（3）市町村消費者行政担当者基礎研修

長野県から委託を受け、消費者関連法に関する市町村消費者行政担当者向け研修に講師を派遣しました。

（4）消費者大学

長野県が企画する「消費者大学」に講師を派遣し、「インターネット被害対

策等」及び「自殺対策・多重債務問題対策等」をテーマにした講義を行いました。

4 不当約款・不当勧誘行為・不当表示及び不当な事業活動の差止請求その他の是正活動事業

(1) 事業者に対する是正申入れ等

前記1 (1) 記載のとおりです。

5 消費者政策に関する研究及び提言事業

令和3年度は実施していません。

6 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業

(1) 適格消費者団体連絡協議会への参加

令和3年9月4日(土)及び令和4年3月12日(土)にWEB会議で開催された適格消費者団体連絡協議会に参加しました。

適格消費者団体連絡協議会は、年2回開催され、全国から特定適格消費者団体、適格消費者団体、適格消費者団体を目指す団体、消費者庁等の関係者が集まり、差止請求事例報告等の各団体の活動状況や、消費者被害及び消費者行政の近況、適格消費者団体の発展のための施策等について協議が行われます。

(2) 他団体の視察訪問

令和3年11月30日(火)、新潟県の消費生活ネットワーク新潟を視察訪問し、活動や運営について意見交換すると共に、適格認定に向けた情報提供を受けました。

7 その他この法人の目的を達成するための事業

(1) 広報活動

当法人の認知を広めると共に、消費者被害の情報収集及び情報発信を目的として、ホームページ(平成29年度開設)の小改修、パンフレット(平成29年度作成)の増刷、ポスター作成等を行いました。

(2) 適格消費者団体の認定取得に向けた活動

令和2年度に設置したプロジェクトチームを中心に、適格消費者団体の認定取得に向けた準備活動を行いました。

以 上